

大阪広域水道企業団週休2日工事実施要領

第1条 趣旨

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

第2条 対象工事

原則、企業団発注の全ての工事を対象とする。

ただし、以下の工事は除く。

- ・緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事、単価契約工事、緊急修繕等）

なお、対象工事は特記仕様書に週休2日工事の対象であることを明示する。

第3条 発注方式

次の各号のいずれかによる方式とし、適用する発注方式に応じて特記仕様書により対象工事である旨を明示するものとする。

1 発注者指定方式（原則、全ての対象工事）

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

2 受注者希望方式

受注者が、現場着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議する方式

第4条 対象期間

現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入又は仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完了日までの期間とする。

なお、年末年始6日間（12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

第5条 用語の定義

この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

1 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や現場事務所の事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

2 「4週8休」

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 「週休2日」

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

第6条 週休2日工事实施の届出

- 1 「受注者希望方式」の場合、受注者は週休2日工事の対象工事において、実施の意向について、「週休2日工事届出書」（様式1）を施工計画書の提出時に併せて監督員に提出する。
- 2 受注者は週休2日について「実施する」旨を届け出た場合であっても、「週休2日工事届出書」（様式1）を監督員に提出することにより、届け出た内容を取り消すことができる。

第7条 週休2日工事の取組内容

- 1 「発注者指定方式」の受注者及び「受注者希望方式」において週休2日の実施を届け出た受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休2日を確保するよう努めなければならない。
- 2 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。
- 3 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により、当月の現場閉所計画については前月中に、当月の現場閉所実績については翌月速やかに監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手日の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完了日に提出するものとする。
- 4 実施事業者は、「現場閉所報告書」（様式3）により、現場閉所の結果について工事完了日に監督員に提出する。
- 5 週休2日実施の履行確認は、工事完了後に監督員が行うこととする。確認方法は、4週8休以上の現場閉所の実績について、現場閉所実績書、現場閉所報告書により行う。

第8条 留意事項

受発注者は、4週8休以上の達成にあたって、1週2休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。

第9条 その他

受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、法的措置及び入札参加停止等、厳正に対応するものとする。

第10条 疑義の処理

本要領に疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年10月1日から施行するものとし、令和8年10月1日以後の「単価適用年月日」を用い積算業務に着手する工事から適用する。ただし、令和8年9月30日以前の単価適用年月日で積算する工事については、「大阪広域水道企業団週休2日工事实施要領（令和7年3月11日改正版）」による。